

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和4（2022）年度補正予算概要	1～4
2 令和5（2023）年度予算概要	5～19
3 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する 法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の骨子 （保健福祉部所管分）	20～25
4 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子 （保健福祉部所管分）	26
5 函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	27～32
6 函館市夜間急病センター条例の一部を改正する条例の骨子.....	33
7 函館市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例の骨子.....	34

1 令和4（2022）年度補正予算概要

一般会計
[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
(国)民生費負担金	9,548	低所得者介護保険料軽減負担金増	9,548
(道)民生費負担金	4,774	低所得者介護保険料軽減負担金増	4,774
(道)民生費補助金	145,300	高齢者世帯等生活支援事業費補助金 介護従事者確保対策 総合推進事業費補助金	145,200 100
ふるさと寄付金	100	地域で見守り支える福祉拠点 推進経費分増	100
民 生 債	13,500	過疎地域持続的発展特別事業債増	13,500

[歳出]
民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
社会福祉総務費	8,983	総合福祉センター 管理運営所要経費増 7,773 総合福祉センター運営対策費 7,773 補助金等返還金増 1,210	
障害者福祉費	35,100	障害児通所支援事業所 安心・安全対策支援事業費 35,100	(国)障害者総合 支援事業費補助 金 31,320
療育・自立支援 センター費	300	送迎車両関係経費増 300	(国)障害者総合 支援事業費補助 金 180
老人福祉費	△ 22,378	補助金減 △22,378 地域密着型サービス拠点 整備費等補助金減 △22,378	(国)地域密着型 サービス拠点 整備費等補助 金 △ 22,378

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
扶 助 費	380,138	生活保護費増 380,138	(国)生活保護費 負担金 285,102
社 会 福 祉 施 設 整 備 基 金 積 立 金	1,923	社会福祉施設整備基金積立金 1,923	(その他) 指定寄付金 1,444
介 護 保 険 事 業 費	423,240	介護サービス事業所等 サービス継続支援事業費増 423,240	(道)緊急時介護 人材確保・職 場環境復旧等 支援事業費補 助金 423,240

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
保 健 衛 生 総 務 費	36,148	夜間急病センター関係経費増 36,148 夜間急病センター 運営対策費増 36,148	(その他)夜間急 病センター運営事 業費負担金 7,374
健 康 増 進 費	3,597	健康診査関係経費増 3,597 健康診査費増 3,597	(道)健康増進事 業費補助金 2,833
感 染 症 等 予 防 費	44,571	定期予防接種費増 44,571 B類疾病増 44,571	
火 葬 場 費	13,752	火葬場運営対策費 13,752	

教育費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
私 立 学 校 振 興 費	△ 221	私立専修学校運営助成費減 △221	

[繰越明許費]
(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	障害児通所支援事業所 安心・安全対策支援事業	35,100
3 民生費	1 社会福祉費	送迎車両関係経費	300

介護保険事業特別会計

(単位：千円)

歳 入		歳 出		
事 項	説 明	事 項	説 明	
介 護 保 険 料	介護保険料減	△60,975	総 務 費 介護保険システム 改修事業費 96,240	
	現年賦課分減	△55,683		
	滞納繰越分減	△5,292	保 險 給 付 費 介護給付費減 △663,266 介護サービス給付費減 △541,652 審査支払委託費減 △795 高額介護サービス費減 △109,423 高額医療合算 介護サービス費減 △11,396	
国 庫 支 出 金	国庫支出金減	△308,498		
	介護給付費負担金減	△141,230		
	調整交付金減	△178,799		
	介護保険災害臨時 特例補助金	11,531		
支払基金 交 付 金	支払基金交付金減	△269,693	基 金 積 立 金 介護給付費準備基金 積立金増 854	
	介護給付費交付金減	△269,693		
道支出金	道支出金減	△123,761	職 員 費 一般部局職員費減 △13,091	
	介護給付費負担金減	△123,761		
財産収入	積立基金運用収入増	854		
繰 入 金	繰入金増	179,905		
	一般会計繰入金増	19,137		
	基金繰入金増	160,768		
諸 収 入	雑入増(返還金ほか)	2,905		
補正額計		△579,263	補正額計	△579,263
補正後 予 算 額		32,024,600	補正後 予 算 額	32,024,600

[繰越明許費]

(追加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 総 務 費	1 総務管理費	介護保険システム改修事業	96,240

2 令和5（2023）年度予算概要

一般会計
[歳出]
民生費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
笑顔で暮らせる 地域づくり関係経費	183,563	地域共生社会推進経費 323 地域で見守り支える福祉拠点推進経費 183,240	(国)生活困窮 者自立相談 支援事業費 等負担金 30,433
民生委員関係経費	70,189	民生委員推せん会委員報酬 200 民生委員活動費 61,593 民生委員協議会負担金 7,701 その他諸経費 695	
在宅福祉促進事業費	43,640	在宅福祉ふれあい事業費補助金	
総合福祉センター 管理委託料 (債務負担行為分)	222,692	指定管理者 社会福祉法人函館市社会福祉協議会	(その他)総合 福祉センター使 用料 309 (その他)その 他の雑入 (総合福祉 センター維 持管理費負 担金) 4,424

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
成年後見センター 運 営 事 業 費 (債務負担行為分)	12,561	成年後見制度の利用に係るワンストップ 相談窓口および市民後見人の支援	(国) 障害者地 域生活支援 事業費等補 助金 459 (道) 権利擁護 人材育成事 業費補助金 1,254 (道) 障害者地 域生活支援 事業費等補 助金 229
障 害 者 等 外 出 支 援 事 業 費	94,506	助成費 92,135 事務費 2,371	
生 活 困 窮 者 自 立 支 援 対 策 費	11,530	自立相談支援事業費 4,559 住居確保給付金 6,971	(国) 生活困窮 者自立相談 支援事業費 等負担金 8,544
生 活 困 窮 者 世 帯 学 習 支 援 等 業 務 委 託 料 (債務負担行為分)	9,420	生活困窮者世帯学習支援等業務委託料 対象者数 50人	(国) 生活困窮 者自立相談 支援事業費 等補助金 4,710
就 労 準 備 支 援 業 務 委 託 料 (債務負担行為分)	2,341	生活困窮者への就労準備支援業務委託料 対象者数 10人	(国) 生活困窮 者自立相談 支援事業費 等補助金 1,560

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源	
障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	7,894,300	障害福祉サービス費	6,964,715	(国)障害福祉 サービス費 負担金 3,482,357
		居宅介護等事業	279,566	(国)地域相談 支援給付費 負担金 55
		生活介護事業	2,679,896	(国)計画相談 支援給付費 負担金 51,646
		短期入所事業	24,909	(国)障害者自 立支援医療 費負担金 384,990
		療養介護等事業	163,936	(国)障害者補 装具給付費 負担金 28,100
		共同生活援助事業	806,493	(道)障害福祉 サービス費 負担金 1,741,178
		施設入所支援事業	972,680	(道)地域相談 支援給付費 負担金 27
		就労継続支援事業	1,815,797	(道)計画相談 支援給付費 負担金 25,823
		就労移行支援事業	162,703	(道)障害者自 立支援医療 費負担金 192,495
		自立訓練事業	56,199	(道)障害者補 装具給付費 負担金 14,050
		就労定着支援事業	2,285	
		高額障害福祉サービス等給付費	251	
		地域相談支援給付費	111	
		計画相談支援給付費	103,292	
		障害者自立支援医療費 (更生医療給付費)	769,981	
		障害者補装具費	56,201	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源	
障 害 者 地 域 生 活 支 援 等 事 業 費	237,030	基幹相談支援センター事業	26,741	(国)障害者地域生活支援事業費等補助金
		手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	11,710	92,338
		代筆・代読支援員派遣事業	798	(道)障害者地域生活支援事業費等補助金
		代筆・代読支援員養成事業	220	45,947
		日常生活用具給付等事業費	91,308	(その他)手話・要約筆記派遣事業費負担金
		障害者地域活動支援センター事業	39,000	1,735
		授産製品販売促進事業	3,800	(その他)あいよる21障害者デイサービス事業費負担金
		障害者差別解消法普及啓発事業	1,506	90
		日中一時支援事業 ほか	61,947	(その他)障害者地域活動支援センター事業費負担金
			1,490	
			(その他)障害者生活支援事業費負担金	
			5,639	
重 度 身 体 障 害 者 等 タ ク シ ー 料 金 助 成 事 業 費	34,777	助成費	32,956	
		事務費	1,821	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
障害児支援給付費	1,562,164	障害児通所給付費 1,533,436 児童発達支援事業 476,527 放課後等デイサービス事業 1,053,642 保育所等訪問支援事業 3,204 高額障害児通所給付費 63 障害児相談支援給付費 28,728	(国)障害児通所給付費負担金 766,718 (国)障害児相談支援給付費負担金 14,364 (道)障害児通所給付費負担金 383,359 (道)障害児相談支援給付費負担金 7,182
重度心身障害者医療助成費	527,057	助成費 510,683 調査支払事務委託料 ほか 16,374	(道)重度心身障害者医療費補助金 182,188 (その他)高額療養費立替金収入 75,214
高齢者交通料金助成事業費	65,268	助成費 60,846 事務費 4,422	(その他)地域振興基金運用収入 4,983
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置費	29,724	端末機器設置費 ほか	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
いきいき住まい リフォーム助成事業費	691	住宅改修助成費	
高齢者等在宅生活 支 援 事 業 費	10,282	外出支援サービス・除排雪サービス 生活援助員派遣事業 委託先 公益社団法人函館市 シルバー人材センター ほか	(地方債)過疎 地域持続的 発展特別事 業債 4,400
ショートステイ 事 業 費	1,012	基本分 延 221日 送迎分 延 1回	
生活支援ハウス 運 営 事 業 費	27,738	施設数 2か所	(その他)生活 支援ハウス 利用者一部 負担金 1,860 (その他)その 他の雑入 (生活支援 ハウス維持 管理費負担 2,263
老人福祉センター 管 理 委 託 料 (債務負担行為分)	69,162	湯川老人福祉センター・ 谷地頭老人福祉センター 指定管理者 セントラル警備株式会社	(その他)老人 福祉センター維 持管理費負 担金 94
老 人 保 護 費	558,460	延 3,720人 (養護老人ホーム) やむを得ない事由による措置 178日	(その他)老人 保護措置費 負担金 173,670

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
就 労 準 備 支 援 業 務 委 託 料 (債務負担行為分)	10,535	生活保護受給者への就労準備支援業務 委託料 対象者数 45人	(国)生活保護 費補助金 7,023
生 活 保 護 適 正 化 対 策 事 業 費	41,530	診療報酬明細書点検業務委託料 ほか	(国)生活困窮 者自立相談 支援事業費 等負担金 14,233 (国)生活保護 費補助金 47,901 (国)社会保障 ・税番号制 度システム 整備事業費 補助金 20,996
生 活 保 護 費	19,259,809	生活扶助人員 延 131,223人 居宅 延 128,751人 施設 延 2,472人	(国)生活保護 費負担金 14,257,584 (その他)生活 保護費返還 金収入 153,554
就 労 自 立 給 付 金	4,580	対象世帯数 70世帯	(国)就労自立 給付金負担 金 3,435
進 学 準 備 給 付 金	5,200	対象者数 26人	(国)進学準備 給付金負担 金 3,900

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
介護従事者確保 対策事業費	14,023	介護人材確保・育成促進事業費 8,768 介護職員資格取得支援事業費 3,044 介護助手活用促進事業費 1,606 「介護のしごと魅力発信教室」 開催事業費 605	

衛生費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
夜間急病センター 管 理 委 託 料 (債務負担行為分)	31,319	指定管理者 公益社団法人函館市医師会	(その他)夜間 急病センター運 営事業費負 担金 6,420
精 神 保 健 対 策 費	2,052	精神保健対策推進費 481 自殺対策推進費 1,571	(道)保健所費 補助金 905
市 民 健 康 づ くり 関 係 経 費	2,609	市民健康づくり推進事業費 1,286 食育推進事業費 1,323	(国)地方創生 推進交付金 212 (道)健康増進 事業費補助 金 424 (道)消費者行 政強化事業 費補助金 125 (その他)健康 づくり推進 地域支援事 業助成金 200 (その他)その 他の雑入 (ヘルスメイト養 成講座一部 負担金) 19
「はこだて市民 健 幸 大 学」 実行委員会負担金	37,287	参加型健康イベントの開催, はこだて健幸アプリ運用経費 ほか	(国)地方創生 推進交付金 11,353

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
健康経営推進事業費	304	健康経営の普及・啓発	(国) 地方創生 推進交付金 110 (道) 健康増進 事業費補助 金 53
がん対策推進事業費	162,706	がん検診事業費 148,401 受診見込数 延 28,347人 がん検診受診促進・ 普及啓発等関係経費 12,905 胃内視鏡検診関係経費 1,400	(国) 保健所費 補助金 820 (国) 地方創生 推進交付金 5,350 (その他) 広告 収入 55
若い世代のピロリ菌 検 査 事 業 費	2,021	中学2年生の希望者に対し, ピロリ菌検査を実施 受検者見込数 1,628人	
歯科保健事業費	14,941	歯科健康診査事業費 9,005 口腔保健推進事業費 5,936	(国) 保健所費 補助金 377 (国) 地方創生 推進交付金 2,949 (道) 健康増進 事業費補助 金 2,967

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
新型コロナウイルスワクチン接種関係経費	105,392	コールセンター業務委託料 ほか	(国)新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 70,645 (国)新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 34,744 (その他)新型コロナウイルスワクチン住所地外接種負担金 3

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
新型コロナウイルス 感染症対策費	1,701,363	検査関係経費 32,525 自宅療養等関係経費 287,964 患者搬送等関係経費 20,369 高齢者等施設検査費 174,666 検体採取関係経費 66,047 検体検査業務委託料 151,338 派遣業務関係経費 32,771 医療費 485,215 療養者相談センター関係経費 365,510 地域外来・検査センター運営事業費 28,759 受診・相談センター設置事業費 27,720 介護施設等新規入所者検査事業費 ほか 28,479	(国)感染症等 予防事業費 負担金 548,900 (道)新型コロナ ウイルス感染症 緊急包括支 援事業費補 助金 684,032
定期予防接種費	147,759	A類疾病 3,754 風しん 接種見込者数 346人 B類疾病 144,005 インフルエンザ 接種見込者数 45,645人 高齢者肺炎球菌 接種見込者数 3,404人	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
感 染 症 予 防 費	42,301	感染症診査協議会委員報酬 600 感染症対策費 33,785 感染症発生動向調査事業費 772 結核対策特別促進事業費 279 感染症医療費 6,147 結核予防費補助金 718	(国)感染症等 予防事業費 負担金 4,805 (国)保健所費 補助金 10,915
火葬場管理委託料 (債務負担行為分)	101,777	指定管理者 株式会社マルゼンシステムズ	(その他)火葬 場使用料 61,198 (その他)その 他の雑入 (斎場維持管 理費負担金) 109

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
就 労 準 備 支 援 業 務 委 託 料	令和6(2024)年度から 令和8(2026)年度まで	38,951
総 合 福 祉 セ ン タ ー 管 理 委 託 料	令和6(2024)年度から 令和8(2026)年度まで	713,409
夜 間 急 病 セ ン タ ー 管 理 委 託 料	令和6(2024)年度から 令和8(2026)年度まで	276,949

歳 入			歳 出			
事 項	予 算 額	説 明	事 項	予 算 額	説 明	
介 護 保 険 料	5,575,668	第1号被保険者	総務費	245,835	給付・賦課・収納・認定調査等事務所要経費・ 介護保険システム改修事業費	
		5,575,668	保 険 給 付 費	29,499,180		
		現年賦課分				
5,555,268	滞納繰越分	20,400	介護サービス給付費・高額 介護サービス費等			
使用料 及 び 手 数 料	1	要介護認定・要支援認定等結果証明発行手数料	支 援 事 業 費	1,956,721	介護予防・日常生活支 援総合事業費	
国 庫 支 出 金	8,253,651	介護給付費負担金等			1,460,183	
					介護給付費交付金等	介護予防・生活支援 サービス事業費
支 払 基 金 交 付 金	8,449,213	介護給付費負担金等	1,412,815			
道 支 出 金	4,519,343	介護給付費負担金等	一般介護予防事業費	47,368		
財 産 収 入	1,701	積立基金運用収入	包括的支援等事業費	496,538		
繰 入 金	5,501,386	一般会計繰入金 5,252,000	在宅医療・介護連携 推進関係経費	29,136		
					介護給付費分	認知症総合支援事業費
					3,687,397	19,343
					地域支援事業費分	生活支援体制整備関 係経費
282,100	職員給与費等分	673,401	52,320			
低所得者介護保険料 軽減分	609,102	介護給付費準備基金繰入金	地域包括支援センター運 営事業費 ほか	395,739		
249,386	繰越金	1	前年度繰越金	予 備 費	10,000	
諸 収 入	472	第三者納付金, 返納金等	基 金 積 立 金	140,806		
合 計	32,301,436		諸 支 出 金	10,101		
			職員費	438,793		
合 計	32,301,436		合 計	32,301,436		

3 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の骨子
(保健福祉部所管分)

(1) 改正理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行
に伴い、関係条例の規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和5年4月1日

**函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表
【第2条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは，当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費または訓練等給付費の額を控除して得た額および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額または法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(13)～(17) (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 指定療養介護事業者は，法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は，支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額および指定療養介護医療につき健康保険の療養に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは，当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費または訓練等給付費の額を控除して得た額および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額または法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(13)～(17) (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 指定療養介護事業者は，法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は，支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額および指定療養介護医療につき健康保険の療養に</p>

要する費用の額の算定方法の例により算定した額または法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額および指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額または法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

要する費用の額の算定方法の例により算定した額または法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3～5 (略)

(利用者負担額に係る管理)

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額および指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額または法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

**函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表
【第2条関係】**

現 行	改 正 案
<p>(定義) 第2条 (略) 2 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) (略) (11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)の額を超えるときは，当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。 (12)～(15) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 (略) 2 (略) (1)～(10) (略) (11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)の額を超えるときは，当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。 (12)～(15) (略)</p>

はこだて療育・自立支援センター条例 新旧対照表
【第3条関係】

現 行	改 正 案
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第5条 センターの利用（前条第1項第11号に掲げる事業に係る利用を除く。）をすることができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者であつて規則で定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定相談支援事業 法第5条第19項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める便宜を受けようとする者および法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(使用料および手数料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 医療型児童発達支援センター事業、児童発達支援事業または保育所等訪問支援事業 次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 同一の月に受けた児童発達支援、医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下この号において同じ。）（医療に係るものを除く。以下アにおいて同じ。）または保育所等訪問支援につき、1月当たり、同法第21条の5の3第2項第1号の規定に基づき<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に児童発達支援、医療型児童発達支援または保育所等訪問支援に要した費用（同条第1項に規定する通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に児童発達支援、医療型児童発達支援または保育所等訪問支援に要した費用の額）</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 障害児相談支援事業 指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）に通常要する費用につき、同項の規定に基づき<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算</p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定相談支援事業 法第5条第19項に規定する<u>主務省令</u>で定める便宜を受けようとする者および法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(使用料および手数料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 同一の月に受けた児童発達支援、医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下この号において同じ。）（医療に係るものを除く。以下アにおいて同じ。）または保育所等訪問支援につき、1月当たり、同法第21条の5の3第2項第1号の規定に基づき<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に児童発達支援、医療型児童発達支援または保育所等訪問支援に要した費用（同条第1項に規定する通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に児童発達支援、医療型児童発達支援または保育所等訪問支援に要した費用の額）</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 障害児相談支援事業 指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）に通常要する費用につき、同項の規定に基づき<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算</p>

定した費用の額（その額が現に指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）

(3) 生活介護事業，自立訓練事業または就労継続支援事業 同一の月に受けた生活介護，自立訓練または就労継続支援につき，1月当たり，法第29条第3項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に生活介護，自立訓練または就労継続支援に要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは，当該現に生活介護，自立訓練または就労継続支援に要した費用の額）

(4) 特定相談支援事業 指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）に通常要する費用につき，同項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）

(5)・(6) (略)

3・4 (略)

定した費用の額（その額が現に指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）

(3) 生活介護事業，自立訓練事業または就労継続支援事業 同一の月に受けた生活介護，自立訓練または就労継続支援につき，1月当たり，法第29条第3項第1号の規定に基づき主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に生活介護，自立訓練または就労継続支援に要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは，当該現に生活介護，自立訓練または就労継続支援に要した費用の額）

(4) 特定相談支援事業 指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）に通常要する費用につき，同項の規定に基づき主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）

(5)・(6) (略)

3・4 (略)

4 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子 (保健福祉部所管分)

(1) 改正理由

函館市障害者福祉基金の額を減額するため

(2) 改正内容

下記新旧対照表のとおり

函館市障害者福祉基金条例 新旧対照表【第1条関係】

現 行	改 正 案
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>2億9,494万5,000円</u> とする。 2・3 (略)	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>2億9,356万5,000円</u> とする。 2・3 (略)

(3) 施行期日

公布の日

5 函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数の特例に関する規定等を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和5年4月1日

**函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）または保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員または保育士の合計数が、アまたはイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10までのもの 2</p> <p>イ 障害児の数が10を超えるもの 2 に、障害児の数が10を超えて5またはその端数を増すごとに1を加えて得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上</p> <p>2～8 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>第1項の規定にかかわらず、保育所もしくは地域型保育事業所（函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年函館市条例第53号）第3条に規定する地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p>
<p>第7条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

8 第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者または指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士および同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（新設）

（非常災害対策）

第41条 （略）

（新設）

8 （略）

9 前項の規定にかかわらず、保育所もしくは地域型保育事業所に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（非常災害対策）

第41条 （略）

（安全計画の策定等）

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(新設)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(従業者の員数)

第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員または保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員または保育士の合計数が、アまたはイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条 削除

(従業者の員数)

第60条 (略)

イ 障害児の数が10を超えるもの 2
に、障害児の数が10を超えて5または
その端数を増すごとに1を加えて得た
数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 (略)

(新設)

(準用)

第63条 第5条、第8条および第4節(第12
条、第24条第1項および第4項、第25条、
第26条第1項、第32条、第34条、第47条な
らびに第52条第2項を除く。)の規定は、
基準該当児童発達支援の事業について準用
する。

(従業者の員数)

第68条 (略)

2 (略)

3 第1項各号および前項に規定する従業者
は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業
所の職務に従事する者でなければならない。
ただし、障害児の支援に支障がない場
合は、障害児の保護に直接従事する従業者
を除き、併せて設置する他の社会福祉施設
の職務に従事させることができる。

(新設)

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第
26条、第27条(第4項および第5項を除
く。)、第28条から第31条まで、第33条、
第35条から第37条まで、第39条、第39条の

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、保育所もし
くは地域型保育事業所に入所し、または幼
保連携型認定こども園に入園している児童
と基準該当児童発達支援事業所に通所して
いる障害児を交流させるときは、障害児の
支援に支障がない場合に限り、障害児の支
援に直接従事する従業者については、これ
ら児童への保育に併せて従事させることが
できる。

(準用)

第63条 第5条、第8条および第4節(第12
条、第24条第1項および第4項、第25条、
第26条第1項、第32条、第34条ならびに第
52条第2項を除く。)の規定は、基準該当
児童発達支援の事業について準用する。

(従業者の員数)

第68条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、保育所もしく
は地域型保育事業所に入所し、または幼
保連携型認定こども園に入園している児童と
指定医療型児童発達支援事業所に通所して
いる障害児を交流させるときは、障害児の
支援に支障がない場合に限り、障害児の支
援に直接従事する従業者については、これ
ら児童への保育に併せて従事させることが
できる。

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第
26条、第27条(第4項および第5項を除
く。)、第28条から第31条まで、第33条、
第35条から第37条まで、第39条、第39条の

2, 第42条から第46条まで, 第48条, 第50条, 第51条, 第52条第1項, 第53条から第55条までおよび第76条の規定は, 指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において, 第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と, 第17条中「いう。第38条第6号および第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と, 第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第95条第1項から第3項まで」と, 第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と, 第27条第1項, 第28条および第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第13条から第23条まで, 第25条, 第26条, 第27条(第4項および第5項を除く。), 第28条から第31条まで, 第33条, 第35条から第37条まで, 第39条, 第39条の2, 第42条, 第44条から第46条まで, 第48条, 第50条, 第51条, 第52条第1項, 第53条から第55条まで, 第76条および第94条から第96条までの規定は, 指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において, 第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と, 第17条中「いう。第38条第6号および第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と, 第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項から第3項まで」と, 第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と, 第27条第1項および第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と, 第44条第1項中「従業者の勤務の体制, 前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と, 第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

2, 第41条の2, 第41条の3第1項, 第42条から第46条まで, 第48条, 第50条, 第51条, 第52条第1項, 第53条から第55条までおよび第76条の規定は, 指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において, 第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と, 第17条中「いう。第38条第6号および第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と, 第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第95条第1項から第3項まで」と, 第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と, 第27条第1項, 第28条および第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第13条から第23条まで, 第25条, 第26条, 第27条(第4項および第5項を除く。), 第28条から第31条まで, 第33条, 第35条から第37条まで, 第39条, 第39条の2, 第41条の2, 第41条の3第1項, 第42条, 第44条から第46条まで, 第48条, 第50条, 第51条, 第52条第1項, 第53条から第55条まで, 第76条および第94条から第96条までの規定は, 指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において, 第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と, 第17条中「いう。第38条第6号および第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と, 第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項から第3項まで」と, 第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と, 第27条第1項および第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と, 第44条第1項中「従業者の勤務の体制, 前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と, 第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

6 函館市夜間急病センター条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

夜間急病センターにおいて小児科の診療を行わないこととするため

(2) 改正内容

函館市夜間急病センター条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(診療科目) 第3条 函館市夜間急病センター（以下「センター」という。）の診療科目は、次のとおりとする。 (1) 内科 (2) 外科 (3) <u>小児科</u>	(診療科目) 第3条 (略) (1) (略) (2) (略) (削る)

(3) 施行期日

令和6年4月1日

7 函館市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例の骨子

(保健福祉部所管分)

(1) 改正理由

博物館法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

下記新旧対照表のとおり

函館市旅館業法施行条例 新旧対照表【第1条関係】

現 行	改 正 案
(営業の許可に際して清純な施設環境について考慮すべき施設)	(営業の許可に際して清純な施設環境について考慮すべき施設)
第6条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項および法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める社会教育に関する施設その他の施設は、次に掲げる施設とする。	第6条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館および同法 <u>第29条</u> の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したもの	(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館および同法 <u>第31条第1項</u> の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したもの
(3) (略)	(3) (略)
2 (略)	2 (略)

(3) 施行期日

令和5年4月1日